

KNC NETWORK NEWS

2016年4月30日・5月7日合併号 発行

気になる記事: 訪日客、2000万人突破—15年度、初の大台3月は201万人—
日本政府観光局は20日、2015年度の訪日外国人客数が約2136万人と、初めて2000万人を超えたと発表した。アジアを中心に訪日客が増え14年度と比べ46%伸びた。

 (有)北野財經システム
北野会計事務所
大阪市淀川区西中島7-1-26
オリエンタル新大阪ビル707号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
<http://www.kngroup.jp>

《お知らせ》 いつも、『KNC=NETWORK ニュース』をご講読頂き、誠にありがとうございます。

今週号は4月30日(土)・5月7日(土)合併号とさせていただきます。

次号は5月14日(土)発行となりますので、宜しくお願い申し上げます。

経営一言: どんな名馬でもムチで尻をたたかれないと馬は走らないだろう。勝つにはやっぱり“ぱしっ”とやる。

(日本電産(株) CEO・永守 重信氏)

—所長コメント:「獅子の子落とし」、強いライオンになるために子ライオンを谷に落とす。かわいい子には旅をさせ、世の中の厳しさを体験させる。艱難辛苦は汝を玉となす。勝ち残るため生き残るためチャレンジすること。つらいことから逃げてはならない。—

5千円以下の飲食費特例 《税務》

交際費は原則として法人の損金にできないため、その一部が非課税になる特例もきちんと理解して支出する必要があります。中小企業は800万円までの交際費の全額を損金にできる特例と、交際費のうち「飲食費」の2分の1を全額できる特例の選択適用が可能です。これらに加え、交際費から除外できる飲食費に、「参加者1人当たり5千円以下の飲食費」があります。この飲食費基準について、一次会と二次会がひらかれたときの税務についてどう違うのでしょうか。

一次会と二次会とでまったく別の業態の飲食店を利用しているなど、明らかにそれぞれの飲み会が単独で行われている状況であれば、それぞれ1人当たり5千円以下の飲食が交際費にならず、損金算入が可能です。

一方で、同一の飲食店での飲食であるにもかかわらず、一次会と二次会を開催したと称して分割で支払っているときなどは、分割したものをひとつの会として「1人当たり5千円以下」であるかどうかを判断します。参加者1人当たりの飲食代が5千円を超えているときは、そのすべてが交際費になります。

広がる1分単位労働、過剰反応が相次ぐ 《税務》

埼玉県内の高校生が労働組合に加入、バイト先のコンビニとの労使交渉の末に未払賃金の支払い等のニュースが報じられました。このコンビニでは、着替え時間を労働時間にしなかったうえ、15分未満の労働時間を切り捨てる労働時間管理を行っていました。

団体交渉の結果、全員に過去2年分の未払賃金の返還と今度からは1分単位で給与を支払うことで合意したものです。

労働時間管理の原則は日々1分単位で計算すべきとされており、例外的に月次の締めとして月間の総労働時間の30分未満を切り捨て、30分以上を切り上げる処理は認められています。

業務に使うソフトを自作した時の減価償却 《税務》

至難の業務用ソフトは使い勝手が良くないなどの理由で、独自に業務用ソフトを開発して使っているという会社もあるでしょう。このような自社開発の業務用ソフトは、市販ソフトと同様に減価償却資産に当たるものの、償却できる取得価額の計算方法が異なっています。

市販ソフトの取得価額には、ソフトの値段に加えて、導入の設定作業コストや市販ソフトを自社のシステムの仕様に合わせるための修正作業費も含まれます。

一方、自社ソフトでは製作に必要な材料費と、事業に利用するために直接要した費用が取得額となります。具体的には人件費や、開発に使ったパソコンのリース代などが該当します。ただし計画の変更によって開発していた部分の一部が不要となったときには、その部分を開発するために使われた費用は含まれません。

贈与の2種類の課税方法 《相続》

贈与税には「暦年課税」と「相続時精算課税」の2種類の課税方法があり、好きな方を選択することができます。暦年課税は、1年間の贈与財産の合計額から基礎控除110万円を引いた残額に課税され、毎年納税します。一方の相続時精算課税は、贈与するときには合計2500万円までが非課税となるものの、相続が発生したときに、生前贈与した分まですべて相続財産の含めて税額を計算し直すものです。贈与回数に制限はなく、2500万円を超えた部分に20%に贈与税がかかります。納めた分は相続税額の計算時に差し引かれます。同制度のメリットは、相続財産と合算するときに、贈与財産の価額を「贈与時の時価」で計算することです。自社株などを価格の低いうちに贈与しておけば大きな節税となります。一方デメリットは、一度同制度を選択すると、暦年課税制度を使うことはできない点です。贈与財産の価値が下がっていれば税負担が増してしまう可能性もあるので、財産内容や家族のライフプランに応じて課税方法を選択しましょう。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikei@kncc.co.jp

までお寄せください。